第１号様式（第７条関係）

商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金　交付申請書

（宛先）　　京　都　市　長	令和　　年　　月　　日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒（　　－　　）	申請団体の名称及び代表者名 電話（　　）　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請団体概要等	団　体	□商店会　　□小売市場
	設立年月日	年　月　日（令和８年３月３１日以前設立であること）
	構成員数	
	構成員数×０．８５（基準構成員数）	
	上記基準構成員数の半数	（小数点以下切捨て）
添付書類	□構成員名簿（第２号様式又は任意様式） □定款又は会則 □その他市長が特に必要と認める書類	□経費の見積書又はそれに代わるもの（写し） □銀行口座の通帳の写し （申請団体と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義、口座番号が確認できるもの）

１　補助申請額　　※(A)は「３ 補助対象経費」を、(B)は「４収入」の額を御記入ください。
※(A)(B)(C)(D)は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

（A）　　円	－	（B）　　円	＝	（C）　　円
（C）　　円	×	補助率　３／４（注）	＝	（D）　　円

＜補助上限額＞

構成員である事業者数	補助上限額
５０以上	４００万円
５０未満	２００万円

補助申請額
(D)又は左記に記載の補助上限額のうち最も低い額

円
（千円未満切り捨て）

注　構成員における市民生活応援デジタル地域ポイント利用可能店舗数が、「申請団体概要等」に記載いただく基準構成員数の半数を下回る場合は、補助率が３分の２になりますので、ご了承ください。

連絡先・書類送付先　　（注）申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。

担当者氏名		電話番号	（　　）　　－
メールアドレス			
交付決定通知等の書類送付先	住　所：〒（　　－　　） 氏　名：		

２　事業計画

<table>
<tr><td>デジタル
地域ポイント
活用促進
実施計画
（複数選択可）</td><td colspan="2">□　交付決定後～令和９年１月３１日の間、会員にデジタル地域ポイント店舗登録を勧奨
□　交付決定後～令和９年２月２８日の間、街区内でのチラシ掲示等デジタル地域ポイントを周知
□　交付決定後～令和９年２月２８日の間、デジタル地域ポイントについて、商店街の発行物やHPで掲載
□　その他（　　）
※　<u>実績報告の際、デジタル地域ポイント活用促進の取組についても、実施された内容や実績を報告していただきますので、記録や写真などを残しておいてください。</u></td></tr>
<tr><td>補助申請
事業区分</td><td colspan="2">□プレミアム付商品券事業　　□ポイント還元事業　　□クーポン発行事業
□スタンプラリー　　□セール・売出し
□その他の事業　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助申請
事業概要</td><td>事業
名称</td><td></td></tr>
<tr><td>実施
期間</td><td>令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
【注】実施期間は令和８年８月１日～令和９年２月２８日の間の、期間であることが必要。</td></tr>
<tr><td>事業
内容</td><td>それぞれの事業に応じて、下記の記入項目は必ず記載し、できるだけ具体的にご記入ください。
●プレミアム付商品券事業：①販売期間 ②有効期限 ③換金期間 ④販売形態 ⑤販売セット数
●ポイント還元事業：①通常のポイント制度説明 ②ポイント発行期間
③ポイント発行額（発行額の設定根拠をお示しください。）
●クーポン発行事業：①発行部数 ②利用期間
●スタンプラリー事業：①スタンプラリー期間 ②スタンプの交付条件
●その他の事業：消費喚起につながる点など
※複数事業を実施される場合は、上記に該当する事業の記入項目を全てご記入ください。</td></tr>
</table>

３　補助対象経費　【本市の他の補助金の交付を受ける場合、**同一事業については申請できません。**】

※税抜き金額で記載（消費税は補助対象外です）　（単位：円）

項　目	支出先（予定）	税抜き金額
合　　計		（A）　　円

４　収入（国、府、他団体等からの補助金がある場合のみ記入）

本補助金に申請されている事業（取組）で、重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付　（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

補助金名	補助金交付（予定）額
	円
	円
合　　計	（B）　　円

【注意】・特定の事業を補助するものではない、給付金類は記入不要です。

・同一の補助事業（取組）について、国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることのないよう、御注意ください。

（京都市記入欄）

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

□　申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

□　申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第２条第６項第４号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。

□　申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。

□　申請者は、京都市税の滞納はありません。

□　申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。

□　同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済の場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。

□　その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。

□　申請者は、複数の申請をしていません。

□　申請時に提出した書類一式について、返還（コピーの送付を含む）を求めません。

□　本補助金に申請する事業は、申請する団体の全体の活性化に寄与する事業です。会員から疑義が出た場合は、求めに応じ、本事業を実施することとした機関決定に係る資料（理事会資料、議事録等）を提出します。

□ 商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

団体等名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者（職）・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿